

京田辺市住宅改修費受領委任払制度に係る取扱誓約書

年 月 日

（あて先）京田辺市長

（申請者）住 所  
事業所名称  
代表者氏名

㊦

京田辺市住宅改修費受領委任払制度に関して、代理受領に係る届出を行うに当たり、下記の事項を遵守することを誓約します。

記

（基本的事項）

- 1 介護保険法に定められた介護給付費の支給対象となる住宅改修、京田辺市高齢者向け居住設備改善費補助金支給事業の対象となる設備改善及び京田辺市介護予防安心住まい推進事業費助成金支給事業の対象となる設備改善（以下「住宅改修」という。）の提供に関しては、関係法令及び京田辺市の要綱等を遵守すること。
- 2 住宅改修に当たっては、京田辺市、京田辺市地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者並びに保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めること。
- 3 居宅要介護等被保険者及びそれ以外の第一号被保険者（以下「対象者」という。）の意思及び人権を尊重し、常に対象者の立場に立ったサービス提供に努めること。  
（受給資格の確認等）
- 4 居宅要介護等被保険者から、当該住宅改修について京田辺市住宅改修費受領委任払制度にて取り扱うことを求められた場合には、その者の提示する介護保険被保険者証によって、京田辺市の被保険者であること及び要介護認定又は要支援認定を受けていることを確認すること。
- 5 居宅要介護等被保険者以外の第一号被保険者から、当該住宅改修について京田辺市住宅改修費受領委任払制度にて取り扱うことを求められた場合には、その者の提示する介護保険被保険者証によって、京田辺市の被保険者であること及び要介護認定又は要支援認定を受けていないことを確認すること。  
（見積書等の発行）
- 6 住宅改修を京田辺市住宅改修費受領委任払制度にて取り扱う場合は、その施工に係る費用を積算し、見積書を作成し、対象者に発行すること。  
（見積書の内容変更）
- 7 当該住宅改修に関する見積書の記載内容に変更が生じた場合には、速やかにその変更

内容を当該対象者に連絡すること。また、改めて京田辺市に対して変更申請書及び変更後の見積書の提出を行うよう説明すること。

(住宅改修の施工等)

- 8 対象者より介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給事前承認通知書、京田辺市高齢者向け居住設備改善費補助金交付決定通知書又は京田辺市介護予防安心住まい推進事業費助成金交付決定通知書（以下「決定通知書」という。）を受領した旨の連絡があった場合は、速やかに見積書記載内容の住宅改修を行うこと。その際、当該住宅改修の施工に関して十分に説明を行い、施工すること。

(自己負担額の受領)

- 9 住宅改修費については、決定通知書により通知された対象者の負担すべき額（以下「自己負担額」という。）を対象者より受けるものとし、これを減免し、又は超過して費用を徴収しないこと。また、工事完了及び自己負担額の受領後、対象者へ領収証及び住宅改修費工事内訳書等を発行すること。

(指導・調査等)

- 10 市長が必要があると認めた住宅改修費の支給に関しては、指導又は調査を受け、市長が帳簿及び書類を検査し、説明を求め、又は警告を行った場合には、直ちにこれに応じること。

(登録の取消し等)

- 11 この遵守事項に違反した場合、又は不正な手段により代理受領に係る届出を受けたことが明らかとなった場合においては、市長は直ちに当該登録を取り消すものとする。また、以後市長が定める取消期間中は住宅改修費償還払制度についても施工ができないことについて、異議を唱えないこと。

(苦情処理等)

- 12 対象者から住宅改修の施工に関し、苦情又は相談があった場合は、対象者の状況を詳細に把握するため、必要に応じて、状況の聞き取りのための訪問を実施し、事情の確認を行うこと。また、苦情に対しては、対象者の立場を考慮しながら、事実関係の特定を慎重に行い、円滑かつ迅速に苦情処理を行うこと。その他、当該事業者において処理し得ない内容についても、行政機関等との協力により適切な対応方法を対象者の立場に立って検討し、対処すること。

(賠償責任)

- 13 住宅改修の施工に伴い、事業者の責めに帰すべき事由により、対象者等の生命・身体・財産等を傷つけた場合には、対象者等に対してその損害を賠償すること。

(秘密保持)

- 14 事業所の職員は、業務上知り得た対象者又はその家族の個人情報等を他に漏らさないこと。その職を退いた後も、また同様とする。

(その他)

- 15 届出書に記載した事項に変更があったときは、速やかにその旨及びその年月日を市長に届け出ること。